

<<出典>>

- ・ 障害者人数

(内閣府HP抜粋：[https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r01hakusho/zenbun/siryo\\_02.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r01hakusho/zenbun/siryo_02.html))

- ・ 賃金（工賃）

(厚生労働者令和4年の資料（月給16507円、時給平均233円）、添付のPDF参照)

- ・ 中絶率

(本経済新聞の記事抜粋：[https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG2703S\\_X20C14A6CC1000/](https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG2703S_X20C14A6CC1000/))

- ・ 法定雇用率

(厚生労働省の資料、添付PDF参照)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

## 令和4年度工賃（賃金）の実績について

### 1. 概要

#### (1) 目的

「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日 障発第0402001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、就労継続支援A型・B型は前年度に利用者に対し支払われた工賃(賃金)の実績を報告することとなっているため、その内容を公表し、就労継続支援事業所の利用者工賃(賃金)の現状を把握することを目的とする。

#### (2) 対象施設

就労継続支援B型事業所、就労継続支援A型事業所

#### (3) 報告状況

19,550事業所

#### (4) 工賃(賃金)の範囲

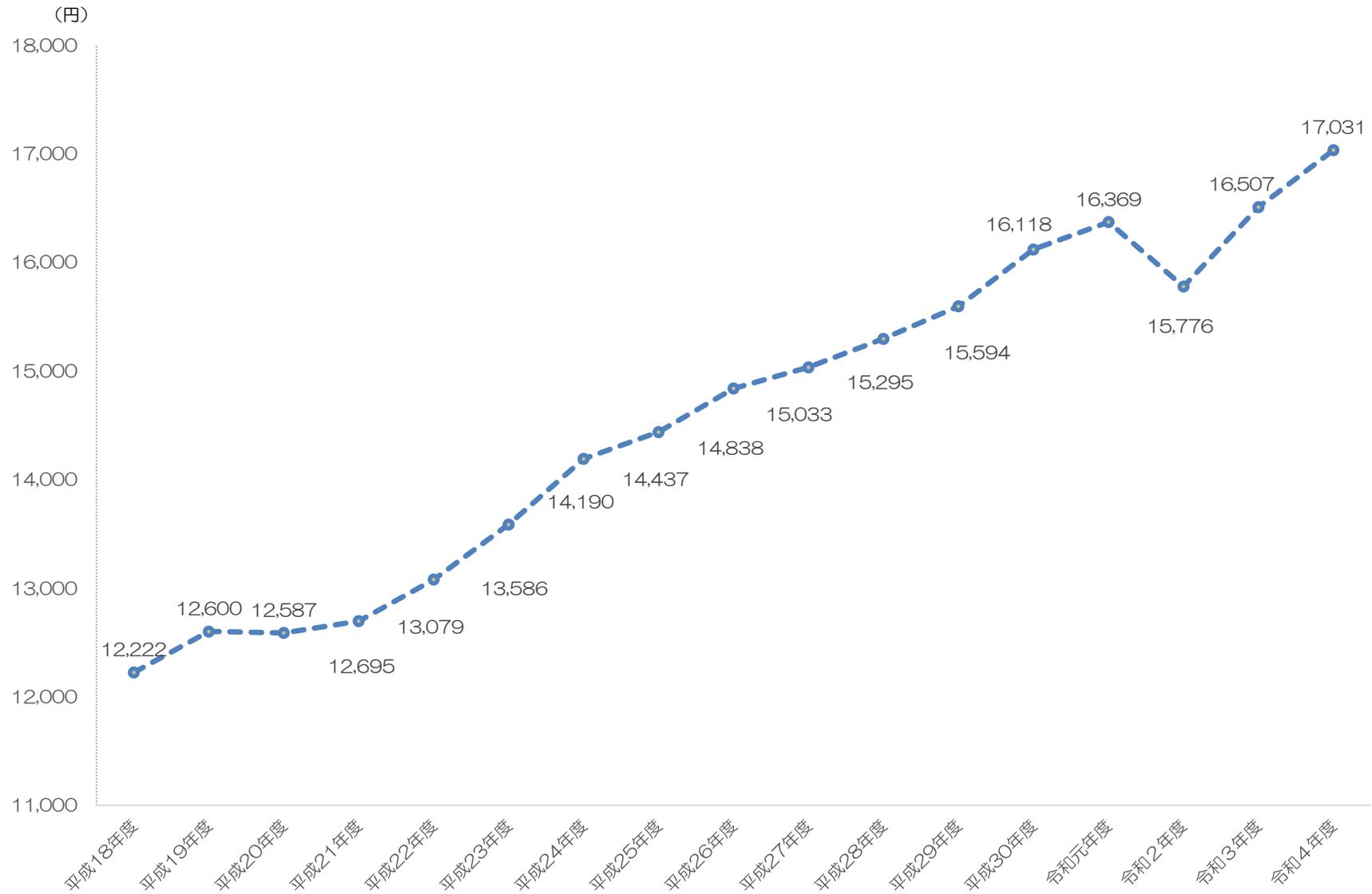
工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのもの。

### 2. 結果

#### 令和4年度平均工賃(賃金)

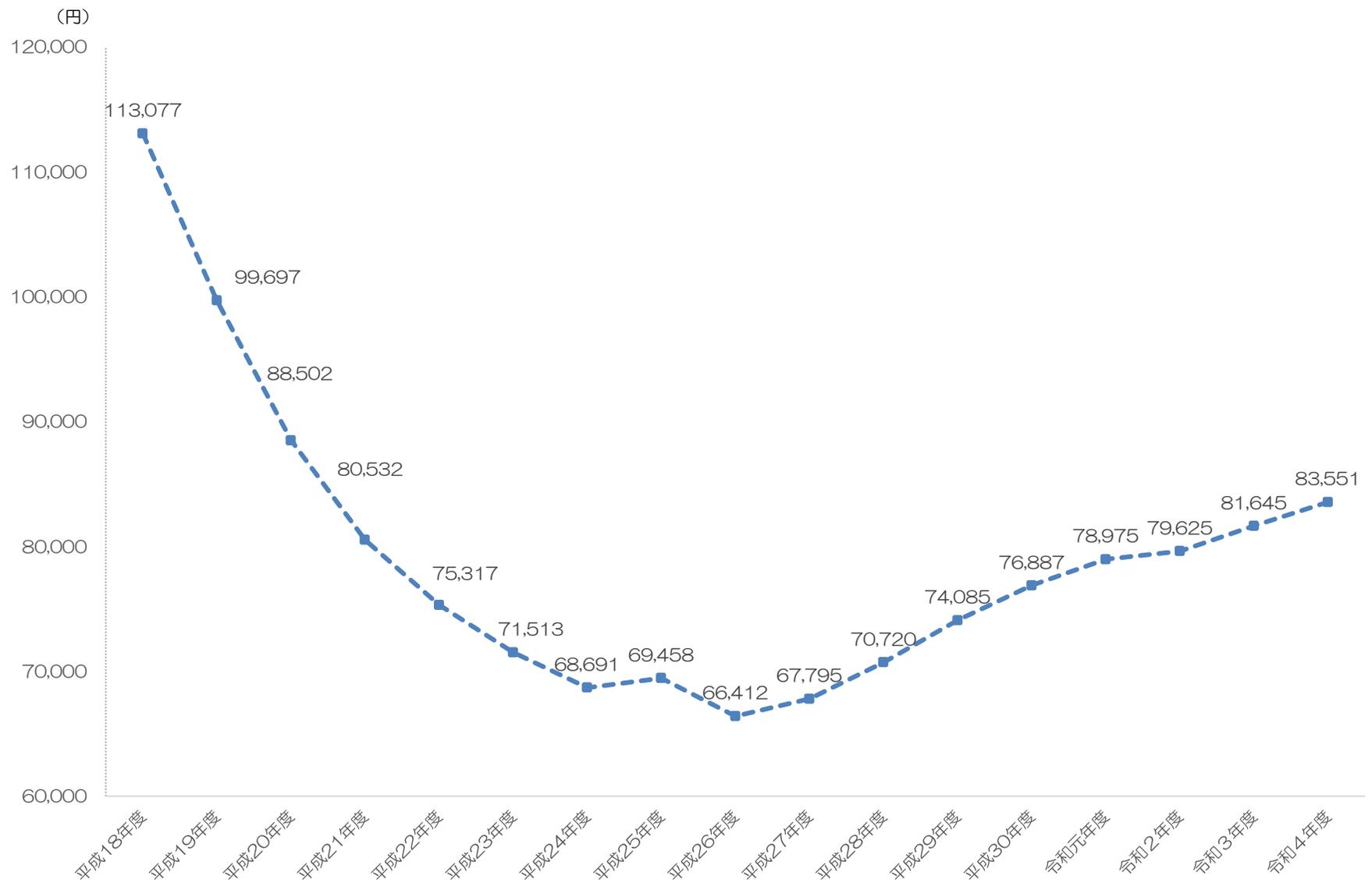
施設種別	平均工賃(賃金)		施設数 (箇所)	令和3年度(参考)	
	月額	時間額		月額	時間額
就労継続支援 B型事業所 (対前年比)	17,031円 (103.2%)	243円 (104.3%)	15,354	16,507円	233円
就労継続支援 A型事業所 (対前年比)	83,551円 (102.3%)	947円 (102.3%)	4,196	81,645円	926円

### 就労継続支援B型事業所 平均工賃について



(※) 平成 18 年度から平成 23 年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設及び小規模通所授産施設における平均工賃

### 就労継続支援A型事業所 平均賃金について



(※) 平成18年度から平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

## 令和3年度・令和4年度都道府県別平均工賃 (就労継続支援B型事業所)

(円/月額)

都道府県	令和3年度	令和4年度
北海道	19,523	19,932
青森県	15,255	15,686
岩手県	19,713	19,949
宮城県	18,240	18,169
秋田県	15,774	16,433
山形県	12,943	14,037
福島県	15,195	15,993
茨城県	15,201	15,726
栃木県	17,389	18,292
群馬県	17,562	18,079
埼玉県	14,722	15,024
千葉県	14,572	15,371
東京都	15,563	16,320
神奈川県	14,956	15,795
新潟県	15,317	15,882
富山県	17,058	17,735
石川県	15,982	16,419
福井県	22,093	22,211
山梨県	17,913	19,181
長野県	16,153	16,930
岐阜県	16,390	17,496
静岡県	16,468	16,866
愛知県	17,653	18,174
三重県	17,305	17,696

都道府県	令和3年度	令和4年度
滋賀県	18,148	18,373
京都府	16,749	17,235
大阪府	12,786	13,681
兵庫県	14,354	14,914
奈良県	17,311	18,056
和歌山県	17,869	17,935
鳥取県	19,797	20,378
島根県	19,749	20,141
岡山県	14,805	15,264
広島県	17,412	18,005
山口県	19,570	19,779
徳島県	21,550	22,361
香川県	16,890	17,371
愛媛県	17,351	17,112
高知県	20,597	20,969
福岡県	14,691	15,607
佐賀県	19,628	19,855
長崎県	19,150	19,341
熊本県	15,760	16,296
大分県	18,917	20,145
宮崎県	20,225	20,459
鹿児島県	18,217	18,003
沖縄県	16,016	16,372
全国平均	16,507	17,031

## 令和3年度・令和4年度都道府県別平均賃金 (就労継続支援A型事業所)

(円/月額)

都道府県	令和3年度	令和4年度
北海道	78,362	81,779
青森県	73,011	74,085
岩手県	85,000	87,351
宮城県	76,096	79,450
秋田県	71,745	71,627
山形県	81,814	83,023
福島県	76,130	78,892
茨城県	81,196	82,528
栃木県	74,189	75,841
群馬県	75,104	77,311
埼玉県	74,901	80,440
千葉県	78,830	78,090
東京都	99,335	103,286
神奈川県	91,494	92,140
新潟県	76,636	78,241
富山県	70,670	76,263
石川県	75,189	79,271
福井県	88,308	92,936
山梨県	71,251	77,387
長野県	86,983	87,055
岐阜県	77,118	81,581
静岡県	80,692	81,776
愛知県	86,841	84,031
三重県	77,608	80,238

都道府県	令和3年度	令和4年度
滋賀県	89,096	85,993
京都府	90,160	91,972
大阪府	83,748	85,064
兵庫県	85,088	87,110
奈良県	77,753	80,340
和歌山県	93,701	96,162
鳥取県	86,477	86,712
島根県	97,079	100,019
岡山県	83,794	86,789
広島県	95,486	98,059
山口県	84,621	84,193
徳島県	75,256	77,311
香川県	78,915	78,019
愛媛県	74,185	76,853
高知県	93,764	92,696
福岡県	79,634	82,305
佐賀県	87,378	89,286
長崎県	92,131	94,909
熊本県	76,351	79,220
大分県	88,297	92,843
宮崎県	67,570	68,407
鹿児島県	75,968	77,153
沖縄県	71,015	75,101
全国平均	81,645	83,551

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### Point

① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### Point

② 除外率が引き下げられました。(令和7年4月)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わりました。(これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



## Point

③

### 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

#### ▶ 精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

#### ▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

## Point

④

### 障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）

#### ▶ 「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）



#### ▶ 障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）



## Q & A

### Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）  
令和8年6月以前については2.5%、  
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

### Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



### Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。

なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。